２００１年9月　民主党・府民ネットワーク　代表質問（10・3）

民主党・府民ネットワーク議員団の半田實です。

私は、会派を代表いたしまして、今議会に提案されております諸議案並びに新しい行財政計画（案）をはじめ、府政の重要課題について、質問と提言を行ないます。太田知事はじめ関係理事者の皆さんの真摯な御答弁を期待いたします。

さて、九月十一日、テレビの画面に飛び込んできたのは、映画のシーンと一瞬見間違うような、ショッキングな映像でした。始めは何が起こったのかわからず、大変な事故が発生したと、驚きました。しかし、それがテロ行為だと発表され、さらに驚きと怒りが湧き上がりました。

二十世紀は戦争の時代でありました。二十一世紀は戦争のない平和な世紀となるように願っていた私は何とも言えない悲しみとむなしさの入り混じった気持ちとなりました。

そして同時に、私の脳裏に、クローズアップされた画面が映し出されました。それは、今年の夏に見た、「パールハーバー」の映画です。日本が起こした真珠湾攻撃です。日本は、今回の比ではない奇襲を行なったのです。

今回のテロ事件に対する日本の役割が今、議論されていますが、日本は過去の歴史を忘れてはなりません。日本の役割は何か、日本国憲法にのっとり考えねばなりません。アメリカとの関係ばかり気にせず、東南アジアや近隣諸国が日本の自衛隊をどのように見ているのか、日本に何を求めているのか、冷静に考えて日本の果たすべき役割を決定すべきです。

改めて、今回のテロで犠牲となられた方々並びに関係者に哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

それでは、順次、質問に移りたいと思います。

まず最初に、新行財政計画（案）について質問いたします。

二一世紀型の新しい自治体を目指し、三つの S と五つの改革を掲げた新行財政計画（案）は、準用再建団体にならないための行財政計画であり、十年後においても、さらに、府債残高が五兆円を超える計画ではありますが、全国一スリムな行政を目標とし、企業局事業の収束、住宅供給公社の経営改善、出資法人七九団体の半減など、これまで先送りをしてきた府政の課題に積極的に取り組む姿勢については、一定の評価をいたします。

とりわけ、水と緑の健康都市やりんくうタウン事業など、これまで私たちが指摘をしてきた企業局の収支の全容を明らかにし、債務総額の確定と、公費を投入してでも負の遺産を処理する内容については、府民に理解を求める必要がありますが、従来の行政手法から見れば、大きな転換であると言えます。

視点は変わりますが、財政当局からは、この新行財政計画（案）は、大阪府は決して準用再建団体に転落せず、今後十年間の財政収支シミュレーションを描くことができるという、ある意味では「大阪府は大丈夫」というメッセージとして、今後、金融市場に対して説明をしていきたい、という話を聞きました。このまま危機的な状況と破綻処理の暗い話ばかりであれば、ジャパンプレミアムのように、マーケットにおいて、資金調達に、よりコストがかかるといったことが現実となる恐れは否定できず、大阪府を取り巻く情勢は、正に一刻の猶予もできない時期にさしかかっていると言っても過言ではありません。

とりわけ、知事、あなたが責任を持つことができる集中取り組み期間の三か年で、一般行政部門三〇〇〇人のうち、七五〇人を組織のスリム化、すなわち定数削減で生み出そうと計画されていますが、どのような手法を用いて、何を、どこまで踏み込もうと考えておられるのか。また、概ね半数に削減を考えている出資法人についてはどうなのか。さらに、負の遺産の整理として取り上げられた企業局事業の収束、住宅供給公社、土地開発公社については、どうなのか、知事の御見解をお尋ねします。

次に、この新行財政計画（案）の不十分な点を指摘いたします。わが会派の勉強会の議論においても、知事が提案する三つのＳ、サービスが府民に見えないのではないかという意見が多くありました。新しく創設する再生予算枠で、いったい何を重点的に取り組むのか。また、集中取り組み期間の三か年に、都市再生として取り組む重点施策を明らかにし、インナーエリアの再開発や、府営住宅の中層耐火構造建替え事業、ＩＴ都市、バイオ情報ハイウェイ構想など、今、大阪、関西の活性化を図るため、これだけはやり切りたいというビジョンを示さなくてはなりません。知事にお伺いをします。

また、保健、医療、福祉分野については、障害者施策の支援費支給制度への移行、老人医療に対する国の動向など、不透明な部分が多く、現時点で全てを示しきれないとは思いますが、府民生活に直結し、なおかつ、高齢者・障害者の福祉・医療サービスの今後の姿に結びつく重要な部門であることからも、これも将来ビジョンを示すよう求めます。知事にお伺いいたします。

それから、障害者雇用の取り組みについて要望しておきます。

私たちが、二月定例会で提案しました、公共事業発注時における障害者のモデル雇用については、雇用率達成企業には福祉評点を加算する措置が取られるなど、一定の前進が図られると聞いております。しかし、その取り組みは、健康福祉部の就労支援策、商工労働部の雇用促進方針と縦割りのままであり、行政の福祉化と雇用の推進体制の一元化など、障害者雇用計画策定へ、知事がリーダーシップを発揮されるよう、強く要望しておきます。

次に、大阪都構想の具体化すなわち、将来の大阪府の果たすべき役割、大都市部における府県のあり方について、質問いたします。

国の合併推進の方針においては、平成十七年三月までに市町村合併の支援を進め、明治維新の廃藩置県、戦後の地方自治制度確立に続く、三度目の大改革といわれるほどの思い切った地方自治体の合併を進めようとしております。

そして、国の合併支援プランによれば、政令指定都市への移行の要件の弾力化が唱われ、人口七〇万人でも移行が可能であり、堺市の政令指定都市への移行も注目されております。

府内人口の八八〇万人のうち、二六〇万人の大阪市と七九万人の堺市が政令指定都市となれば、人口の四割近くが大阪府の行政から独立した市になり、府の役割は小さなものとなります。

この間、東京都は、自動車の浮遊物質規制や建築物にかかる環境配慮の措置、工場の土壌・地下水汚染の防止など、やつぎばやに、環境確保条例の改正案を提案しました。例えば、建築物にかかる環境配慮の措置を見てみますと、一万㎡を超える建築物については、建築主から環境計画書を提出させ、省エネルギー、自然エネルギーの利用、エコマテリアル、水の循環など、都心に建設する高層建築物を環境に配慮した設計に改め、その内容をインターネットで公表することとしております。

環境問題への取り組みは、大阪府は東京都に大きく水をあけられてしまった、といってよいでしょう。大阪の場合、東京と同様の条例を制定しようとすれば、延べ床面積一万㎡をこえる建物の建築申請は、大阪市内だけで年間一五〇件程度あるとされており、大阪市と共同提案しない限り、実効性のないものとなります。

また、国の都市再生本部への要望にしても、大阪府独自の案と大阪市独自の案を組み合わせないと、全体像が見えてこないと言ったように、府市共同による案となっておりません。

このような問題をはじめ、今後、大阪府が「府域・関西都市圏のプランナー、コーディネーター」としての役割を果たしていくためには、大阪市と共同した政策が必要です。知事は、大阪近鉄バファローズの劇的優勝の、その瞬間、磯村市長と一緒に観戦しておられました。そして、大阪にとって久しぶりの明るい話題と二人で喜び合ったとお聞きしております。このような府市協調を行政の上でも、つくり出してほしいと思っております。

先月二十五日の府市懇談会で、府市共同で大都市の自治システムについての研究会を設置することが決定したと聞いております。この研究会の場を中心に、新しいタイプの大都市自治行政の姿について、議論を巻き起こしていただきたいわけですが、知事のお考えを、お伺いします。

次に、関西国際空港二期事業について質問いたします。

本年八月に中間とりまとめが行われ、関空事業の安定的な推進に向けた事業スキームの変更方針が打ち出され、国土交通省は、来年度の関空関連事業費として一一五九億円の概算要求をおこないました。これによって、予定どおり、二〇〇七年の平行滑走路供用開始に向けた事業の推進が図られるものと、期待しております。

一方、今回の事業スキームの見直しには、事業費の約一四〇〇億円の削減や、事業の段階的施工が盛り込まれております。もとより、事業の効率的運用に努めることは当然であり、有利子負債の軽減のためにも必要な措置ではありますが、これによって計画された二期事業の機能が損なわれることなく、空港整備を進めることができるのでしょうか、知事にお伺いいたします。

また、国においては、今回の事業スキームの変更に続いて、特殊法人改革の検討の一環として、国際拠点空港の整備と管理運営を分離する「上下分離」の試案が公表されました。国家的観点から国際航空政策との整合性を確保するとともに、大規模、長期の投資資金の回収を図るため、国際拠点空港の整備を国が主体的に推進し、空港の管理運営については、過大な債務負担の軽減等、必要な経営環境を整えた上で民営化するというものです。

もとより、国際拠点空港の管理運営を行なう民間会社が、互いに競い、経営の活性化、効率化を図ることは必要ですが、関西国際空港は、その設立当初から地元が深く関わり、育ててきた「地域と共存共栄」する国際ハブ空港です。

大阪府においては、府民に親しまれる空港、賑わいのある空港つくりの視点に立ち、地元としての検討を進め、国の上下分離案の具体化に当たって、大阪府は、厳しい財政を強いられており、新たな地元の資金負担には応じないとの方針を貫きながら、積極的に提言を行なうべきではないかと考えますが、知事の考えを、お伺いします。

さらに、関空の危機管理についてですが、先の台風一一号によって、関空内の道路が冠水し、乗客が四時間にわたって足止めされるという事態が生じました。

また、米国において悲惨な同時多発テロが発生しましたが、空港の第一の使命は、乗客の安全の確保であり、このような人為的災害に対しても充分な備え、対策を講ずるべきであります。

関空会社における危機管理体制について、今一度、見直しを行なうなど万全を期していただきたいと考えます。今後の対策も含め、企画調整部長に、お伺いします。

次に、雇用、中小企業のセーフティネットについて、質問をいたします。

本年八月、近畿の失業率は六．三％となり、危機的とも言うべき水準になりました。全国の年齢別で見れば、一五歳から二四歳で九．四％、二五歳から三四歳で六．〇％、五五歳以上では五．七％の数値を示すなど、とりわけ、若年層の失業率が非常に厳しくなっていることが、憂慮されます。

このような雇用情勢を踏まえ、大阪府としてのセーフティネット確立へ向けての知事の基本姿勢をお伺いしたいと思います。

第一点目は、国の緊急雇用対策の継続的な取り組みについてです。

基金事業が残り半年を切る現在、これまでの取り組み成果と問題点について総括し、あわせて国に対して事業の継続を強く働きかける必要性を痛感しています。とりわけ、障害者の就労支援スタッフ派遣事業、ホームレス対策就労事業、学校における情報教育アドバイザー派遣事業などは、大きな効果と実績をあげたと聞いております。

また、政府内での改革先行プログラムでは、不良債権処理など集中取り組み期間における雇用問題への対応に万全を期すとして、学校への補助要員、警察支援要員、環境保全のための森林作業員を含む、緊急かつ臨時的な雇用を創出するとの検討がはじまっております。

大阪府は、より一層地域に密着した形で、就労支援、雇用確保の取り組みをすすめてほしいと考えますが、国への働きかけを含め、緊急雇用に対する知事の考え方を、お伺いします。

第二点目は、痛みを伴う構造改革で、より増加が懸念されるホームレス、野宿生活者対策についてお伺いします。

昨年一〇月、市内三か所に二八〇人定員の自立支援センターが順次開設されることとなりました。

大阪府も大阪市とともに野宿生活者就労支援事業として自立支援センターの入所者に対する支援を行ってきましたが、この約一年間の取り組みを踏まえ、成果と課題について明らかにしていただきたいと思います。

あわせて、国会においてホームレス対策特別立法制定の動きがありますが、国の雇用対策の中に野宿生活者対策を位置付けることや、地方公共団体が行なう雇用・就労支援施策に対する国の財政措置などについて、国への働きかけを強めるべきと考えますが、商工労働部長に、お伺いいたします。

三点目は、中小企業のセーフティネットについてです。

全国六〇万の建設事業者のうち、約一割の五万社は大阪府内の建設業者ですが、建設業の中でも特に下請け保護の問題についてお伺いします。

本年三月九日入札契約適正化法十五条に基づく適正化指針が閣議決定されました。主な点は、入札の透明性確保と情報公開、第三者機関の設置、公正競争のための入札方法の改善、不正行為の排除、適正な工費の確保、不良不適格業者の排除などです。工事の発注量が五年前に比べ、土木部は約七割、建築都市部は約三割という激減のもとで、下

請け業者に適正に工事代金が支払われないという問題が生じるのではないかと危惧しています。閣議決定以降の効果はどのようなものか、建築都市部長にお伺いします。

また、低入札価格調査制度も導入され、平成十二年度建築都市部で、十九件、土木部で十九件の落札内容調査が行なわれました。その結果、五件が調査により適正に工事が行なわれない恐れがあるとして、失格になりました。しかし、予定価格の約四〇%台での落札や、一部においてあまりに低い労務費の積算による低入札価格があるなどの実態を聞くと、適正に工事が進むのか、下請業者への支払いは適正かなど強い危惧を感じます。また、四〇%台で工事ができるのであれば、大阪府の予定価格そのものが問われているのではないでしょうか。

規制緩和と自由競争絶賛の中で、下請け中小企業が犠牲になっています。また、公共工事は、景気対策としての使命も持っていることを忘れてはなりません。

さらに、契約代金の積算には材料費だけでなく必ず労働者の賃金が入っています。最低賃金や協定賃金を無視してでも価格競争を繰り広げる行為に、行政は警告を発するべきです。

元請から下請けへの適正な支払いが行なわれているか、監督・指導し、下請け保護の取り組みを強化すべきであります。建築都市部長にお伺いします。

四点目は、労働事務所の一元化について質問いたします。

新行財政計画（案）では、労働事務所の一元化が示されております。企業の倒産やリストラが増加する中で、年間一万件を超える労働相談、パート相談が寄せられており、昨今の雇用情勢を反映して、個々の労使間の紛争事案が増加しております。

このような中で、労働事務所を一元化すれば、相談処理機能が低下するのではないでしょうか。

また、職業安定行政が地方分権に逆行する形で、労働局へ移管されたことにより、労働行政が地域から縁遠いものとなり、雇用に対するミスマッチがおこらないか、市町村との連携を弱めているのではないか、と心配しています。

このため、労働局と大阪府、市町村を結びつけるコーディネーター役として、職業紹介情報や技能研修機能を市町村と共有していく取り組みも必要です。

こうした観点に立って、労働事務所の一元化にあたっては、その機能強化を図るべきであると考えますが、労働事務所の役割と改革の方向について、商工労働部長にお伺いします。

次に、インナーエリアの再生と府営住宅について、知事に、お伺いいたします。

まず最初に、都市再生への取り組みについて、お伺いいたします。

国では、都市再生を政策の大きな柱に据え、本年五月、内閣に都市再生本部を設置しました。

大阪府では、去る七月に行なわれた都市再生本部のヒアリングに際して、「経済再生」、「循環型快適環境都市の形成」、「安全・安心都市の形成」を三つの柱とする十四のプロジェクトを提案しています。

大阪府が提案した大阪の経済活性化や都市再生につながる、こうした事業を具体化させねばなりません。厳しい財政事情のもとではありますが、「縮み志向」「後ろ向き」に陥ることなく、大阪の都市再生に取り組むべきだと考えます。知事の決意についてお伺いいたします。

次に、大阪内陸部、いわゆるインナーエリアの再生についてお伺いいたします。

高度経済成長の人口大量流入時代から三〇年を経過した現在、豊中、吹田、守口、寝屋川、東大阪、八尾、堺へと突き抜ける中央環状線沿の地域は、密集市街地特有の問題を抱えています。

すでに、区画整理事業や再開発事業として多くの事業が実施されておりますが、種地となる土地確保の難しさ、複雑な権利関係により、権利調整に多くの時間がかかること、また、膨大な事業費が必要とされ、大阪府も地元市も計画的な都市づくりができない状況にあります。

知事は、就任以来、都市再生包括交付金制度の創設を国に要望し、都市の再生はインナーエリアの再生がカギとの認識に立って取り組んで来られたと思います。

ここで、例えばですが、四人家族五〇㎡以下など国の最低居住水準以下の狭隘な住宅を、解消することなども大切な視点と考えます。

二十世紀、高度成長時代の無秩序な都市への人口集中が招いた、インナーエリアにおける密集市街地の再生を、都市再生の最重要テーマとして位置付け、その経済波及効果も試算し、国の都市再生本部へ働きかけを行なうべきだと考えますが、知事のお考えは、いかがでしょうか。

ここで、重要なのは、府営住宅や公社住宅の建替えの戸数とスピードです。

そこで、府営住宅の建替えについて、お伺いします。新行財政計画（案）では、今後十年間に建替えが一万六二〇〇戸、高齢者向け改善が一万八〇〇戸と示されています。しかし、過去十年間で、府営住宅、中層耐火住宅への建替えの実績が、二万一二〇〇戸あることからすれば、財政難を反映しての縮小としか映りません。

先に述べたように、木造密集市街地の再開発や市街地再開発をすすめるとともに、府営住宅の建替え目標を高く設定し、そのピッチを上げることは、都市再生のテーマで、大阪府自らが直接果たすべき責任でもあります。また、これは景気対策上も効果があるものと考えます。

もう一度、建替えの目標を再検討し、また、高齢者向け住宅改善により、エレベーターのない高い階に住んでいる高齢者等への住み替え制度の拡充を図るべきと考えますが、知事にお伺いをいたします。

また、その際には、ＰＦＩ方式等での公営住宅建替え手法についても、積極的に取り入れるべきだと考えます。

私どもの会派の勉強会でも、建替え時の余剰地を民間活力で活用し、等価交換方式によって、建替えを行なう手法の検討を行っております。建替えのピッチを早め、また、大規模府営住宅が抱える問題点を改善していくためにも、真剣に検討を行ってもらいたいと考えます。知事に、お伺いいたします。

また、府営住宅の入居基準も世襲制のような実態にならないよう改善すること、新婚世帯の期限付き入居など、若年層がより多く入居できるよう見直しを行なうことを、併せて要望しておきます。

次に、バイオサイエンスの振興について質問いたします。

バイオ情報ハイウェイ構想が取り上げられたことは都市再生戦略上、きわめて意義があります。

大阪・関西に立地する、約三十か所の研究機関と大学などを高速回線で結び、広域連携を図り、そして、生活習慣病やアトピー、ぜん息などの研究開発を共同で行なうなど、バイオ産業やベンチャー企業を次々と生み出そうというのが、バイオ情報ハイウェイ構

想です。
家電、繊維、機械加工など、大阪の顔であった産業が低迷する中で、これまで築きあげてきた彩都の医薬基盤技術研究施設、また、全国のシェアの二五％に及ぶ医薬品関連産業の集積、この関西のもつ潜在的な能力を、国のバックアップをもって大きく展開させなくてはなりません。そして、新しい顔ともいえるバイオ産業の育成へ大きく踏み出すべきであります。
バイオベンチャーの育成には巨額の投資が必要であり、欧米においてもその資金力を確保するため、大手製薬メーカーによる企業合併が矢継ぎ早に行われているのが現状です。大阪府においては、産学官連携の総合拠点として大阪ＴＬＯが発足しましたが、バイオベンチャー支援に向けた産学官連携や資金供給の多様化など、大阪からバイオベンチャーが生まれ・育つ支援環境の整備も求められております。
さらには、バイオ情報ハイウェイでは、高速回線網で関西にある研究機関を結びつけるだけではなく、製薬メーカーやベンチャー企業にも回線網の開放を図り、共同研究の促進や、大学の研究成果の移転などを考えられています。これを実現するために、関西の大学や国の研究機関、地方自治体のみならず、経済界、民間企業等のトップで構成される「関西バイオ推進会議」が組織されました。
しかし、足元の大阪府の体制は、バイオ関連の所管は、企画調整部、健康福祉部、商工労働部、建築都市部などと、各々の部署で担当しているのが現状です。
このように、庁内の部局に多岐にわたる幅の広いテーマに対応し、今後、大阪府がバイオ振興を大阪産業の柱として都市再生に取り組むためには、早急に一元的な体制整備を図るべきと考えますが、知事の見解をお伺いします。
次に、ＩＴ都市の形成についてお伺いします。
大阪圏で、この問題を考えるとき、二つの大きな変化を前提にしなければなりません。
一つ目は、ブロードバンドと言われる高速、大容量な情報を低価格で提供する通信技術の展開であります。ＡＤＳＬ技術の活用などブロードバンド時代を迎え、光ファイバー専用線を引かなくても、高速のインターネット環境が、家庭や職場で実現することとなりました。
二つ目は、三重県の伊勢志摩に、世界五〇社の海底ケーブルが引き上げられることを契機として、従来のインターネットの環境の東京一極集中を打破する条件が整いつつある点です。
これまでは、千葉県九十九里浜にケーブルが上陸している関係もあり、東京に通信トラフィックが集中し、他地域の事業者は、どうしても負担が多くなる状況にありました。
また、国際・商用規模のＩＸ、インターネットエクスチエンジは東京のみであり、セキュリティー面を考えても、情報インフラの分散化は、非常に重要となってきます。
まず、大阪府としては官民の役割を踏まえ、大阪ＩＸ、インターネットエクスチエンジの整備をはじめ、東京一極集中の打破を目指し、大阪での具体化を如何に進めようとしているのか、知事にお伺いしたいと思います。
このほか、近畿経済産業局の調査によると、大阪市内においては、「本町周辺」「梅田・南森町周辺」「新大阪周辺」といった形で分散して、ＩＴ産業が集積しつつあります。さらに、箕面市では、Ｍ－net のダークファイバー事業によって、二ギガの高速回線を市内全域で使用できるようにし、船場繊維シティーを北大阪ビットバレーとして、多様な中小企業のＩＴ化が図られる環境構築が模索中である、と聞いております。

米国のＩＴバブル崩壊でＩＴ産業にもかげりが伝えられております、ブロードバンド時代は、デジタルコンテンツを如何につくり上げるかがカギとなります。また、大阪の中小企業のＩＴ化も、まだまだ遅れており、企業のネットワーク化も大きな市場として存在しております。ＩＴ企業の集積は、都市のＩＴ化や中小企業の経営革新を推し進める上での原動力となる重要な地域資源であり、これらの集積を始めとするＩＴベンチャーの活力を産業再生・都市再生に活かしていくという視点が重要と考えます。

また、大阪府も、新大阪周辺に立地する淀川府税事務所跡の建物を活用し、ＩＴインキュベータとして整備するなどＩＴベンチャーの振興を進めておられますが、各地域に集積するＩＴ企業群を始めとする府内ＩＴベンチャーを、より積極的に支援していくことが必要と考えます。商工労働部長に、お伺いします。

次に、資源循環型社会の構築、大阪エコエリア構想について質問いたします。

豊かな自然を守り、廃棄物の減量化・リサイクルを推進していくには、大都市部でこそ、資源循環型社会を目指さなければなりません。北九州、川崎、千葉などの都市では、既に循環型社会の構築を目指してエコタウン事業が進められており、中でも北九州エコタウンでは、環境関連事業の振興も図られ、新たな雇用も生じています。

しかしながら、近畿圏では、どこもエコタウン事業として承認されていない状況です。不況に苦しみ、失業率が高い大阪・近畿の現状を考えると、大阪府が近隣府県と協調しながら、様々な先進的なリサイクル施設を民間主導で立地させ、環境産業の振興を通じて、新たな産業の創造や雇用の創出を図るべきです。

大阪府は、国の都市再生本部に大阪エコエリア構想を提案したところですが、循環型社会の構築や環境関連産業の創造と振興、また、そうした取り組みを通じて新たな雇用の創出を図るため、近隣府県等と連携のもと、「大阪エコエリア構想」の策定に、早急に取り組むべきと考えますが、知事に、お伺いします。

次に、地球温暖化対策として、京都議定書の批准について質問いたします。

二十世紀、我々は地球環境を悪化させ続けてきました。このまま進めば人類の生存そのものを脅かす状況となっております。しかし、この現状がようやく認識され、世界各国は京都に集まり、京都議定書を作成し、その批准のための国内手続きに入っています。

この重要な議定書は、先進国が率先してこそ効果が上がるものであるにもかかわらず、アメリカが批准を拒否していることは許しがたい行為であります。

日本はアメリカに追随することなく、早急に批准し、地球温暖化防止京都会議の議長国として責任を果たすべきであります。

大阪府としても、国に対し京都議定書の早期批准を行なうよう主張すべきと考えますが、知事に、お伺いします。

また、京都議定書の枠組みでは、一九九〇年の二酸化炭素など、温室効果ガスの排出量を二〇一〇年までに我が国では六%削減しなければならないことになっております。京都議定書の基準年である一九九〇年に比較して府域での温室効果ガスの排出量の現状はどうなのか。また、大阪府においてはこの議定書の採択を受けて、これまでどのような数値目標をもとに温暖化対策を講じてきたのか。

今後、府民に分かりやすく理解を求め、行政が責任の持てるところから対策を実行していくべきであると考えますが、環境農林水産部長に、お伺いいたします。

次に、安全・安心のまちづくりの推進について質問いたします。

大阪の治安情勢は、二十五年連続ワーストワンの発生を記録する、ひったくり事件や、

刑法犯少年の検挙・補導人員が七年連続全国一にある少年犯罪、さらには、本年六月の大阪教育大学附属池田小学校における児童殺傷事件の発生など、子どもが被害に遭うケースが増加しており、大阪は犯罪の多い町というイメージがあります。

また、このような治安の悪化は、失業率の上昇や大手スーパーの倒産、経済の冷え込みと相まって、大阪に元気が出てこない原因の一つであるとも言えます。安全で安心な生活が保障されない町には、活力は生まれず、ひいては景気の回復もままならないと思います

特に最近の犯罪は、ハイテク犯罪などのように、手口も巧妙化しており、事件が発生してからの捜査は、大変な時間を要しているのではないでしょうか。犯罪の未然防止対策が、今後、最も重要なことであり、大阪府、府警が中心となり、各機関の連携のもと、抜本的な対策が必要ではないでしょうか。

安全なまちづくりは、大阪府全体の仕事であり、どのように実現させるのか、知事に、お伺いします。

さらに、取り締まる立場にある府警としては、その任務をどう果たすのか、あわせて警察本部長に、お伺いします。

次に、駐車対策について質問いたします。

大阪府内における違法駐車の現状は、府警をはじめ関係各方面の御努力により、年々減少傾向にあります。府警における本年三月の調査結果によりますと、平成元年当時に比べ、数的には概ね半減していると聞いております。

しかしながら、都心部の商業地域においては、未だ改善されているとは言い難い状況にあります。

ヒト・モノ・情報がいきかい、町に賑わいや活気が生まれることは、大変結構なことではありますが、歩行者や交通の妨げとなる違法駐車に関しては、放置しておくわけにはまいりません。

そこで、お伺いいたしますが、深刻な違法駐車問題の解消を図るため、今後より一層、関係機関との連携強化に努めることはもとより、都市対策として、駐車違反の取り締まりを専門とした、駐車違反取締官制度を新たに創設してはどうでしょうか。これにより、徹底した取り締まりの強化が図られると考えますが、警察本部長の御見解をお伺いいたします。

次に、多様な教育のあり方について何点か質問いたします。

府立全日制高校の再編整備計画は、着々と進められていると思いますが、併せて工業高校、工業高等専門学校それに定時制高校の改革も進めなければなりません。

そこで、まず、定時制改革についてお伺いいたします。

現在、せっかく全日制高校に入りながら中途退学する生徒が年々増加している一方で、全日制を不合格になり夜間定時制高校に進学する生徒もいます。

教育委員会では、学校教育審議会の中間答申を踏まえ、生徒のニーズに応じた就学機会を提供するため、昼間定時制を活用した新たな高等学校を設置し、「クリエイティブスクール」として、府立住之江高校において、先行的にモデル実施されることとなりました。

これは、私たちの会派が従来主張してきた、「夜間の学校」という定時制高校のイメージを払拭し、社会の変化に応じた多様な学習ニーズに応える定時制高校の改革を推進すべきという基本的な考え方を踏まえたものであり、高く評価するものであります。

ただ、クリエイティブスクールは大阪府内に一校で足りるというものではなく、今後、地域バランスを考慮しつつ、府内全体に広く設置していくべきであると考えます。

このクリエイティブスクールを今後どのような考えのもとに整備を進めようとしているのか、教育長に、お伺いいたします。

さて、定時制に関連して、もう一点お伺いいたします。先日公表された行財政計画（案）の中において、定時制の学校給食の見直しが提起されています。

その内容は、現在、二十九校中十四校で行われている完全給食をパンと牛乳の補食給食に見直すと聞いております。

勤労生徒が減っている、働いていない生徒が増えているということは事実ですが、なお、働きながら学ぶ生徒も少なからずいることも事実です。仕事をおえて、そのまま登校する生徒にとって、給食は楽しみであるとともに、バランスのとれた栄養の摂取や教育的効果をあげることにも役立っています。

しかし、生徒が平均一八〇円の自己負担をしているとはいえ、一食当たり約一二〇〇円の府の負担があり、残食も約一割を占め、見直す点が多くあるのも事実です。

単に全体をの補食給食に見直すということではなく、提供方法に創意工夫を凝らし、本当に必要とする生徒のための給食制度を確立する方法を探るべきではないかと考えますが、知事にお伺いします。

次に、府立高校における学力向上についておたずねいたします。

これまでの特色づくり・高校改革は、どちらかといえば、基礎学力の定着に重点がおかれてきたと言ってもよいでしょう。府立高校に対する幅広い期待を考えるとき、今後は、意欲のある子どもをさらに伸ばす教育にも、もっと力点を置いた改革を進めるためにも考えるべきではないでしょうか。すなわち、特色ある高校の一つとして、受験学力だけにとどまらない豊かな知性や創造力を有するたくましいリーダーを育成することを目的に掲げる高校があってもいいと考えます。そしてそのような高校から、大阪に貢献しようという使命感を持った、次代を担う人材が数多く輩出されることを期待します。

したがって、今申し述べましたように、すぐれた人材が育成できるよう、府教育委員会として、重点的に取り組む学校を指定するなどの積極的な対応をすべきであると考えますが、教育長の御見解をお伺いします。

次に、大阪府育英会奨学金について質問いたします。

長引く不況に加え失業率が六．三％を超えるといった雇用情勢の悪化により府民の家計状況は大変厳しく、教育費負担が重荷となっております。

こうした中で、経済的理由により進学を断念することなく、意欲と能力のあるすべての子どもたちが教育を受けられるようにすることは、行政の重要な課題であり、奨学金が果たす役割は益々重要なものになっております。

現在、大阪府では、大阪府育英会奨学金制度の改革を検討しておりますが、改革にあたっては、子どもたちが授業料などの教育費負担の心配をすることなく、安心して希望する高校へ進学することができるよう、貸付額の充実や、個々人が自らの状況に応じて貸付額を選択することができるような仕組みとし、府民にとって使い勝手の良い制度とするとともに、高校や大学に入学するに際しての入学料の負担も大きいことから、現行の入学資金貸付制度の充実を図るといった、全国に誇りうる奨学金制度とすべきであると考えますが、生活文化部長の御見解をお伺いします。

次に、開かれた学校づくりと学校の安全管理について質問いたします。

先日、小学校において発生した胸の痛む事件を契機として、府教育委員会が、学校の安全確保対策の充実をさらに図ることは、必要なことだと考えます。

しかしながら、こうした取り組みが進められることで新たな懸念が生じています。校門の閉鎖や防犯カメラの設置等､学校に不審者を侵入させないための各種の取り組みが､ややもすれば学校の閉鎖性を高めることになってしまうのではないか､ということです。

学校の安全確保の充実は、これまで進められてきた「開かれた学校づくり」の取り組みと対立するものであってはなりません。学校の安全は、「開かれた学校づくり」の取り組みを進める中でこそ、実現するべきものであります。

監視カメラや防犯ベルなど機器整備だけで不審者の侵入を防げるものではなく、ましてや通学路の安全確保については、学校と地域の協力関係が不可欠です。

このため、普段から学校運営に保護者や地域の代表者に参画していただくなど、「開かれた学校づくり」の取り組みを進め、学校と地域との連携や信頼関係が構築されて、はじめて学校の安全が実現されるものであると考えますが、教育長に、お伺いします。

次に、障害児の就学基準の見直しと養護学級の充実について質問いたします。

今年一月、国の「二十一世紀の特殊教育のあり方について」の最終報告が発表されました。その中で、盲・聾・養護学校の対象となる、児童生徒の障害の程度に関する基準や就学手続きの見直しについての提言がなされており、現在、文部科学省において法令等の見直しが行なわれていると聞いております。

この報告を踏まえると、重複障害や情緒障害など、指導上の困難を有する子どもたちが、盲・聾・養護学校への就学をすすめられ、結果として地域の小・中学校に就学することが困難になる恐れがあります。

大阪府では、ノーマライゼーションの理念を実現するために、障害のある子どもたちが、障害のない子どもたちとともに学び育つという教育を基本に進めてきており、私たちの会派としても、その取り組みを評価してきたところです。また、障害の種類や程度により就学先を決めるのでなく、本人や保護者の希望を尊重して地域の学校が受け入れることが重要であると考えます。

従って、今後、まずは国に対して大阪府の考え方を十分に説明し、訴えていくことが必要であります。国の基準が見直された場合においても、就学指導を行なう際には、府のこれまでの取り組みを大切にした姿勢で進めていくべきだと考えますが、教育長にお伺いします。

また、地域の学校での受け入れについては、小・中学校にある養護学級が大きな役割を果たしています。府はこれまで独自に重度重複加配教員を配置してきましたが、府単独加配教員の見直しが提起されている中で、今後とも、養護学級の教育水準を低下させることなく、その充実を図っていくべきであると考えます。教育長に、お伺いいたします。

次に、国際児童文学館について質問いたします。

国際児童文学館は、我が国初の児童文学に関する研究、資料・情報センターとして、その利用者は、府民はもとより国の内外を問わず、児童文学に関する研究者等広範な分野におよんでいます。

また、国際児童文学館が実施している子どもと本の出会いに関する様々な相談や、インターネットを通じての資料検索、専門家からの高度な問い合わせにも適切に対応できるレファレンス等、その質の高いサービスは、国内外から高い評価を得ています。

我が会派としては、世界的にも貴重なこの施設を、これまで以上に府民から親しまれ、より多くの人から利用されるよう、今後も貴重な所蔵資料の有効利用を図り、運営についての創意工夫を図るなど、利用者ニーズに対応できる施設として充実すべきと考えますが、教育長に、お伺いいたします。

次に、被爆者の介護サービス利用に伴う自己負担分の助成制度について、質問します。

広島･長崎に原子爆弾が投下されてから半世紀あまりの年月が経過しましたが、今なお、全国では二十九万人余り、大阪でも約九千人の被爆者がおられます。
その平均年齢も六十八歳となるなど、年々高齢化してきています。こうした被爆者に対しては、現在、被爆者援護法に基づき、国の責任において、保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護施策を実施することとなっております。

さて、平成十二年四月に介護保険法が施行されたことに伴い、ホームヘルプサービス、デイ・サービス、ショートステイや介護老人福祉施設への入所などの同法に基づく福祉サービスを利用すれば、被爆者の方でも一割の自己負担となりました。

国は、広島・長崎両県の被爆者に対し、従来の援護施策と同様に被爆者に自己負担が生じないよう、平成十二年度から国が二分の一を負担する助成制度を創設し、さらに、平成十三年度から広島･長崎以外の全都道府県に対象を拡大しており、現在二十六都道府県市において実施されていると聞いております。

高齢化が進んでいる被爆者にあっては、こうした介護サービスが必要不可欠です。また、同じ被爆者でありながら、居住地によって享受する援護施策に格差が生じることは許されません。

被爆者施策は国の責任において全て行われるべきものであり、わが会派としてもこのことを強く国に求めていく所存でありますが、知事は、被爆者で構成する大阪府原爆被害者団体協議会いわゆる被団協をはじめとする被爆者の切実なる要望を『弱者の声』として真摯に受け止め、被爆者の介護サービス利用に伴う自己負担分の助成制度について、早急に事業実施に踏み切るべきと思いますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、府立五病院の経営について、質問いたします。

現在、大阪府衛生対策審議会の「府立の病院のあり方部会」において、府立の病院の診療機能見直しや運営形態変更の議論が始まっていますが、私たちとしては、次の二点をあらかじめ申し上げ、見解を伺っておきたいと思います。

まず第一点は、府民に対する説明責任を果たしていくことです。府立の病院には、毎年百億円を超える負担金を一般会計から投入し、なおかつ平成十二年度には十六億円を超える赤字が発生しています。この点について大阪府は、府立の病院が高度医療や不採算医療を数多く実施しているためと、説明していますが、何が高度医療、不採算医療で、どういった診療科目や治療を府立の病院が担っていく必要があるのか、府民に対して、しっかりと説明していく必要があると考えますが、病院事業局長に、お伺いいたします。

第二点目は病院の運営形態の問題です。

私たちが調査したところでは、平成一一年度における医業費用に占める病院の給与比率は、大阪府立病院が七二．二%、大阪市立総合医療センターが六三．七%、大阪赤十字病院が五二．五%、大阪警察病院が四六．〇%と大阪府立病院が最も悪くなっていま

す。また、自治体立の一般病院で病床数が五百床以上の病院の平均が五五．〇%ということですので、府立の病院では給与費が経営を圧迫していると判断しても、差し支えありません。

これらを改善するには、病院独自の給与体系を構築していくことができるような運営形態を検討することが必要なのではないでしょうか。

また、各病院が自律的な経営を行なっていくためには、病院に予算や人事などに関わる権限を委譲し、病院トップの医師や医局が経営責任を持つ運営形態とすべきであります。

以上の点を踏まえて、府立の病院の今後の運営形態を積極的に検討すべきであると考えますが、病院事業局長に、お伺いいたします。

次に府立五病院の短期的な課題として、企業債の発行の問題があります。

経営改善十か年計画によれば、来年度末、羽曳野病院および成人病センターの低未利用地を処分して得た特別利益により、不良債務比率を十%以下に抑えて企業債の発行を可能とするということであります。しかしながら、止まることを知らない地価の下落、売却選定の困難さ等を推測すれば、極めて甘い見通しであります。このままでは、施設改修や機器整備のための起債発行ができなくなるのではないかと危惧しますが、病院事業局長に、お伺いいたします。

次に、千葉県で発生した狂牛病問題について質問いたします。

これまで日本では安全だと信じられていた牛肉への信頼を揺るがす事態が発生しました。

新聞、テレビなどで報道されていますが、一九八六年に英国で初めて確認されて以来、ＥＵ諸国で現在までに十八万頭も発生した狂牛病と疑われる牛が、千葉県の一酪農家で始めて見つかり、その後、九月二十一日に英国獣医研究所から最終的に狂牛病と診断されました。

この病気は、通常の伝染病のような細菌やウィルスが原因ではなく、蛋白質の一種である異常プリオンという物質が原因となっており、一九九六年に英国で、ヒトにも感染し、ヤコブ病と関連があると発表され、ＥＵ諸国をはじめ、世界中の人々に驚きと大きな不安を与えました。

これは、食生活の安全性の根幹をなす問題であるにもかかわらず、当初、問題の牛は既に焼却処分されたと発表し、実際には、肉骨粉に加工されていたと訂正した農林水産省の対応には怒りを覚えます。

また、その牛を生産した北海道の牧場が、全国に牛を販売していたことや、国が牛用飼料としては禁止していた肉骨粉が、いくつかの県で飼料として利用されていたことなども判明し、全国的に不安は深まるばかりです。

国は、牛肉の安全性を確保するため、と畜場において三十か月齢以上の全ての牛に対する検査の実施や、出荷予定牛等の飼養農場への立入検査、また、牛肉の消費減退を踏まえた生産者、流通業者等に対する融資等の緊急対策を打ち出しましたが、その中身は、検査体制が具体的にどのように充実されるのかが分かりにくく、また融資制度についても、この金額が適当なのか、また、未曾有の低金利の時代に、一．六%もの金利を取るなど、とても十分なものとは言えません。

このような時こそ、「食の都」を自負する大阪府は、先頭にたって安全性に対する不安の解消に向け、積極的に取り組んでいくべきです。

大阪府の単位では解決が困難な課題も多いことから、必要な対応等を早急に国に申し入れるべきです。

具体的な問題として、まず、風評被害の防止があげられます。報道等によると本日現在で府内でも三十九市町村の学校給食現場で牛関連の食材の利用が控えられており、一般家庭においても牛関連製品の買い控えがされつつあります。

とりわけ、公的な学校給食現場での買い控えは、一般消費者に対する影響が大きく、客観的な事実に基づいて判断されるべきであると考えますが、府教育委員会として、府内市町村教育委員会に対してどのような対応を行ってきたのか、今後の方針も含め、教育長に、お伺いいたします。

また、狂牛病対策については、関係する部局が情報を共有し、大阪府として統一の取れた対応を行なうための体制整備を確立すべきです。

さらに、府民が安心して「牛」関連製品を買うためには、安心できる正確な情報の提供が必要であり、これまでの印刷媒体だけでなく、府のホームページなどにも逐次掲載していくべきです。現在でも府のホームページには掲載されていますが、健康福祉部や環境農林水産部が個別に府のホームページに掲載されており、府のトップページから統一的な狂牛病の情報が得られるようにすべきであります。

次に、牛の餌の生産、流通ルートの解明と、その追跡調査について、発症までの潜伏期間である八年前まで遡って速やかに調査し、公表するとともに、今後の牛の餌、とりわけ肉骨粉等の動物性の飼料に関する生産段階でのチェック体制の整備と、牛の飼養農家に対する給餌指導体制の確立が必要です。

また、食肉の安全性を高めるための検査体制を強化することが必要です。具体的に「ナマモノ」である「牛」の流通スピード等を勘案すれば、と畜場に併設された二ヶ所の府立の食肉衛生検査所において検査が可能な体制を早急に整備すべきです。

さらに、「牛」関連製品に産地、生産者や出荷者の他、肉骨粉を含んでいない飼料の使用の表示などを行なえば、顔の見える製品となり、消費者の安心につながります。大阪府はもとより、府内に入る食肉についても、表示のないものについては受け入れないといった対応が必要ではないかと考えます。

そして、狂牛病により被害を受けた業者に対する融資などの支援制度の確立が必要です。生産者、小売業者にとどまらず、飲食店なども含め、損失に対する融資などの支援制度を速やかに整備すべきです。九月二十一日に示された国の支援制度だけでは不十分であり、大阪府として必要な融資等、支援制度の検討を行なわなければなりません。

このような「牛」を取り巻く様々な事情を勘案した上で、大阪府として、国の緊急対策に留まらず、牛肉の安全性を確保するため必要な措置を講ずべきと考えますが、今後、どのような措置を講じていくのか、国への要望も含めて、その対応について知事の考えを、お伺いします。

次に、松原食肉市場公社について質問いたします。

松原食肉市場公社の今後の運営については、大阪府は府内食肉地方卸売市場再編整備案により、検討を続けてきましたが、その最中に狂牛病問題が発生し、今後どのように展開して行くのか判断がつかない状況となりました。

私が調査したところによりますと、狂牛病発生以来、松原食肉地方卸売市場における、セリの不成立件数が上場頭数の半数以上に上がったり、取引き価格が下落するなどの景況が発生しております。

府の再編整備案では、三万頭の入荷を前提に民営化計画をたてていますが、狂牛病問題が解決し、入荷量・消費量の回復が行なわれて、はじめて新会社の経営が成り立つものであり、狂牛病問題と切り離して考えられません。

まず、このことについて、環境農林水産部長にお伺いします。

以上のことを前提にし、大阪府の民営化計画に対する質問を行ないます。

松原食肉地方卸売市場は、平成元年に大阪府・松原市・地元業界が出資しましたが、平成三年の牛肉自由化に伴い、集荷頭数が減少し、経営が悪化、平成十二年度決算においても一億四千万円の赤字を計上し、累積赤字も十六億七千万円と多額の債務が生じています。また、昨年度の府の負担額は六億六千万円にのぼっています。

今回、大阪府は抜本的な改善策として、大阪府の公社に対する貸付金十四億円の債権放棄を行なうとともに、民営市場としての道筋をつけるための支援策として、食肉供給安定助成金十億円、事業投資資金十九億円及び貸付金二十五億円、合計五十四億円もの多額の公的資金を新会社に導入する案を計画しています。

第三セクターを見直し、大阪府の負担を軽減することは今後の府政を進める上で重要なことです。しかし、解決策として一出資法人に対して多額の支援を行なうことが、府民の理解を得ることができるのか、また、公社の他の出資者も現在の赤字を放置して来たわけですから、応分の責任を果たすことが必要だと考えます。

慢性的な赤字の原因は、元々採算の合わない、と畜手数料にあります。と畜手数料の相場は、東京や大阪南港の市場が形成力を持っています。しかし、この両市場には、設置者である自治体が、と畜解体部門に対し、毎年数十億円もの赤字補填を一般会計より行っております。

府の試算を見ると、今回の新会社の経営は相当厳しいと判断します。南港市場においては、平成三年の自由化以降も集荷頭数はさほど減少していません。営業努力があるのではないでしょうか。それに比べて松原、羽曳野は大きく減少しています。国内で肥育されている頭数は大きな変動がなく、市場間競争になっています。全国的にも現在のシステムのままでは、食肉市場の経営は困難な状況となるのではないでしょうか。三十一億円の負債を引き継ぐ新会社が本当に経営ができるのでしょうか。

民営市場として、再出発しても、経営がすぐに好転するとも思われません。他市場との競争に耐えうるためには、相当の経営努力が必要であり、現行以外の収入対策を立てる計画を持っているのでしょうか。大変厳しい経営になると思われますが、これまでの経営の反省に立って、自立した市場として責任を持って経営していただくためにも、また、民間企業として成り立っていくためにも、新会社の経営内容について、種々検討を、さらに行っていく必要があると思いますが、環境農林水産部長の答弁を求めます。

次に、男女共同参画社会条例の策定について質問いたします。

オリンピックで大勢の女子選手が活躍しました。中でも欧米のママさん選手の活躍は多く報道されました。スポーツのみならず、これまで女性には困難だとされていた分野に多くの女性が進出を続けています。また、太田知事の誕生以降、熊本、千葉と三人の女性知事が誕生し、女性の閣僚の活躍など、政治の分野も大きく変わろうとしています。

そして、このような女性の進出を促すには、結婚・育児などの家庭生活だけでなく、社会生活のあらゆる分野で、男女が自立と共生を目指し支えあうシステムが必要です。

大阪府では、子育て期の三十代女性が働いている率は全国平均より低く、何人子ど

もを生み育てるかという合計特殊出生率まで低いという現実があります。
仕事と家庭の両立、子育て環境がまだまだ整っていないということでしょう。さらに、在日外国人女性や様々な社会的ハンディを持った女性の課題もあります。府の責務として、このような現実を一歩一歩改善し、男女が共生と支えあえる社会をめざす、このことが条例の基本となるべきだと思います。現在、男女協働社会づくり審議会で審議中の男女共同参画社会条例においては、「推進条例」という名称の検討、相談・苦情処理の体制、男女が働きやすい職場づくりに取り組む事業者を表彰するなどの様々な工夫をしていただきたいと思います。以上の点を踏まえ、条例について知事のお考えを伺います。

　また、ドーンセンターについては、男女共同参画をより一層進める観点から、市町村、ＮＰＯなどとの協働により、その政策提言機能を強化することを要望しておきます。

　以上で、知事、並びに理事者の方の誠意ある答弁をお願いし、民主党・府民ネットワーク議員団を代表しての質問を終わります。

　御清聴まことにありがとうございました。